

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	一九九〇年度三田史学会大会 : シンポジウム「国際関係と近世日本の成立」
Sub Title	Symposium on "The making of early modern Japan (Kinsei Nihon) in international perspective"
Author	田代, 和生(Tashiro, Kazui) 速水, 融(Hayami, Akira) 高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro) 鈴木, 公雄(Suzuki, Kimio) 柳田, 利夫(Yanagida, Toshio) 永積, 洋子(Nagazumi, Yoko) 神木, 哲男(Kamiki, Tetsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.60, No.4 (1991. 7) ,p.139(543)- 182(586)
Abstract	
Notes	シンポジウム記録 特集対外交渉史
Genre	Journal Article
URL	<a href="http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910700-0139">http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910700-0139</a>

# 一九九〇年度三田史学会大会

シンポジウム「国際関係と近世日本の成立」

六月二〇日（三田校舎にて）

司会

田代 和生

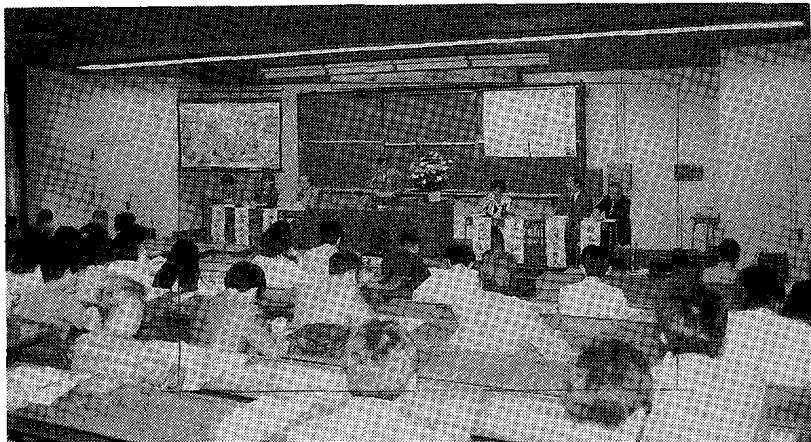
報告者

速水 融

高瀬弘一郎  
鈴木 公雄

コメンテーター

柳田 利夫  
永積 洋子  
神木 哲男



田代 それではこれから三田史学会大会のシンポジウム、「国際関係と近世日本の成立」という共通テーマで始めさせて頂きます。

私はこのシンポジウムのコーディネーターをつとめます、文

学部史学科の田代です。このコーディネーターというの  
は、オーガナイザーとは異なりまして、いわば体のいい  
連絡係と申しますか、ともかくこれから議論百出します  
ことがらを強いてオーガナイズする必要がないというこ  
とで引受けさせて頂きました。それとこれからこの会の  
司会進行役を務めさせて頂きます。

さて、本日とりあげます「国際関係と近世日本の成  
立」の具体的内容につきましては、皆様のお手元にあり  
ますレジュメに書いてありますのでそれをご拝読下さ  
い。現在の歴史学は、各時代、分野におきまして、実証  
的、かつ微視的な研究が盛んに行なわれております。そ

これから得られた成果をどのように解釈していくか、またさらにそれらを理論的にどのように構築していくかは、様々であります。これによつて導かれてくる歴史像も、したがつて様々であります。そしてその描き方は、その研究者個人の歴史的センスといいますか、個々の力量を示すものではないかと思います。

江戸時代の国際関係という問題一つを取り上げる場合、かつてはヨーロッパ史の視角から「鎖国」が重要な課題とされ、それが日本にとって得であつたか損であつたか、いわゆる得失論であるとか、またその政策が良い悪いかといった善惡論といった議論から出発していたか悪いかといった善惡論といつた議論から出発して、ような感がします。ところが最近の実証史学の成果によつて、この見方も相当に変わつてしまつました。日本が置かれている国際情勢、日本を取り巻く国際環境の中で、わけても東アジア史における位置付から、「鎖国」をもう一度見直す作業が、学界の一般的傾向であるかと考えられます。

今日の共通テーマであります「国際関係と近世日本の成立」も、そうした学界の動向を踏まえながらも、より新しい素材からこの問題を眺めてみたいと設定いたしました。ところで、これらご発表いただく御三方の先生方

は、それぞれ普段御専門として研究されていることばかりではなく、むしろそこから少し離れてこの共通テーマに関する果敢なご意見を発表して頂きます。これから先生方を紹介させて頂きがてら、どのようにご専門の分野から離れられておられるかを説明いたします。

まず始めに、速水融先生が「近世日本成立の世界史」という題でご発表されます。速水先生は、皆様ご承知のように昨年の秋（一九八九年九月）まで、慶應義塾大学の経済学部においてになられました。それがなぜか、突然意を決せられて京都の国際日本文化研究センターにお移りになられました。その移られた真相は、謎であります。それを究明することは「鎖国」研究よりもつと難しい問題ではないかと思われます。速水先生の長年の研究テーマは、江戸時代の人口史です。『宗門人別改帳』という、全国の多くの村にある一見何気ない史料を大量に集め、そこから村、郡、やがては日本国の人口を探り出そうとする壮大なテーマであります。こうした微視的かつダイナミックな研究から、最近は江戸時代を「経済社会の成立」の時期とする新しい言葉を生み出されました。今日は、こうした研究視角から江戸時代の国際関係を世界史の中に位置付けようという、壮大なテー

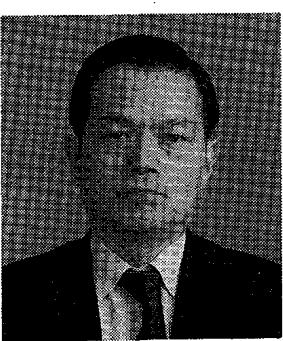
マに挾まれます。

次に、高瀬弘一郎先生は、慶應義塾大学の文学部史学科の先生であられます。先生は、主としてポルトガル人が残した史料、それもキリスト教イエズス会の宣教師らが残した膨大な史料を、長年にわたって解読されておられます。ご研究の中心は、特に十六末と十七世紀初頭のポルトガル人による対日交易の実態を究明されることです。この時期の研究は、これまでどちらかというと日本側の史料から検討されることが多く、しかしそれらの大部分は、後世のものであつたり、直接問題に携わっていない者による間接的史料であつたりすることがほとんどであります。高瀬先生は、この分野に初めてキリストン史料を利用することに着目され、かれらの布教活動の裏に秘められた経済的部分に鋭い光りをあてられました。そうした手堅いご研究は、例えは中国産生糸の輸入にたずさわった糸割符商人の創設について再検討する必要を説かれるなど、学界に新たな波紋をなげかけております。今日は、そうしたご研究の枠をさらに広げられ、

「日本の対外政策と国家主権」という、どちらかというと政治、外交史的な視角を、諸外国の具体的な事例を基に問題を掘り下げられます。

最後になりましたが、鈴木公雄先生は、慶應義塾大学文学部の史学科、それも民族学・考古学の先生です。ご専門の時代は縄文時代、したがいまして本日の対象とします時代からはるか昔の考古の世界から、あたかもタイムカプセルに乗つて降りてこられたごとき感がいたしました。先生は、そのご専門から数々の遺跡の発掘に携わつてこられましたが、そこで意外にも多くの錢が地中から堀り起される現場に立ち合われことになりました。やがて「六道錢」という、死者が握っている六枚の錢がどのようなセットで発掘されるかに注目され、ここ数年来、寛永通宝（古寛永）の発行と流通などにかかる問題に取り組まれるようになりました。文献史料の乏しい近世初期の貨幣流通史に、まったく新たな手法を用いて掘り下げられた、「現場」からのこの問題提起は、今や経済史学界に多くの議論を呼んでおります。本日は、出土錢の対象を備蓄錢にまで広げられ、中世からの渡来錢と近世の錢の代表である寛永通宝の流通実態をとらえようとしています。

から積極的に外へ出てこられた三先生が、これから歴史の素材をどのように料理なさるか、楽しみに拝聴したいと思います。進行の方法は、発表者が一五分、すでにお書きになられた報告要旨を会場の皆様がすでにお読みになられているという前提で、ご発表頂き、その後でコメントを頂戴致します。それではまず、速水先生からお願ひ致します。



速水 ただいまご紹介にあずかりました速水でございます。三木会長からシンポジウムというものは知的な遊びである、或いは、田代教授から今日の私のテーマは、私が一番普段やっていることとはずれているということを聞いて安心して遊ぼうと思つております。私の

報告要旨に書いたことは皆様既にお読みと 思いますので、繰り返しません。ここでは大体十六・十七世紀の日本、これはちょうど徳川日本の成立期になりますけれども、それが世界史的にみてどう位置付ければいいのかといふ事、或いは成立した徳川日本が世界史的にみてどういう特徴をもつた社会であったのか、ということをかいづまんでお話してみたいと思います。

まず、この十六・十七世紀という時期ですが、これが世界史的に見て、大変な激動の時代であったという事は、多少なりとも歴史に知識をお持ちの方は共通して御納得いただけるものと思います。ヨーロッパ中心史観からすれば、新大陸発見あるいは大航海時代という事があり、特に最初のうちはイベリア両国がここへ進出致します。キリスト教布教、貿易を行なった。それからヨーロッパの内部では、宗教戦争の時代である。その前の世纪から続いておりましたルネッサンスが次第に北西ヨーロッパに浸透していく、そういう精神文化上の大きな変革の時期もある。その中で、オランダやイギリスが、旧教国に対して台頭してきて、やがてイベリア両国にかわって海外進出をするようになった、そういう時代であります。

それから東北アジアに関しましても、例えば中国ではまだ十六世紀のうちには明朝が続いておりましたけれども、十七世紀に入りますと、非漢民族王朝の清國が出現をする。という大きな変革を経験致します。

それから日本におきましても、いわゆる戦国時代から徳川時代への変革の時期でした。戦国時代の日本は、中世以来、或はさらにその前から続いておりました、一種

のアーナーキー的な状態という非常な危機の時代であったと思います。その中から再び安定の時代、つまり天下統一者が現われて、安定の時代へ向う変動の時代であります。イスラム世界はどうだったのか、インドはどうだったのかということを一つ一つ挙げているときりがありますから、さしあたってそういう我々に縁の深いところだけでもまとめれば、そういうことがいえるのではないかと思います。

二番目に申し上げたいことは、日本をめぐる国際環境が、この変動という事を踏まえて考えてみるとどうなるかということですが、まず、日本の外から日本への影響と致しまして、ヨーロッパ勢力との接触ということが当然あげられます。当初は、イベリアのカトリック両国、あるいはその両国の王室をバトロンとする色々なカトリック教の会派の布教活動をあげなければなりません。ところが、そのヨーロッパ本国における勢力交替に連動致しまして、イベリア両国に代わってイギリス、オランダ両国が日本に接触をしてくる。最初のオランダ船が日本に到着したのが、まさに関ヶ原の戦いの直前、一六〇〇年であった訳です。それから、日本から外への向かっていった一つの動きとしまして、倭寇、これは前の世紀か

ら続いておりましたけれども、この時期非常に活発に活動する。これは必ずしも日本人だけではないと致しましても、この東シナ海沿岸を海賊行為で侵略略奪をするということが続く訳であります。それがやがて平和的な通商貿易に変わっていく。そしてまたその通商貿易の地理的な範囲も東シナ海沿岸から遠く東南アジアまで含む地域に広がっていく商人達にとっては、国内のいわば無秩序状態をある意味では利用し、海外進出を行なう「黄金の日々」であったのです。それが、日本の国内統一とともにやがて統制の時代へと変わってくる。朱印船貿易というのがその一つの形でありますようけれども、とにかく日本の歴史が始まつて以来といつていいくほど、日本人が大いに海外進出をする。その最たるもののが秀吉の朝鮮侵入であったかと思いますが、とにかくそういう海外進出の時代でもあった訳であります。

ここで一つだけ忘れてはならないことは、今日の日本の領土、今日領土というと例えば北方領土もあります非常に生臭い話になりますけれども、北海道から本州、四国、九州を経て、南西諸島に至る日本の領土というのは大体この時期に、何らかの意味で日本の主権が及ぶ地域として認められた。例えば琉球でありますけれども、

これは島津藩による琉球侵略ということがありまして、立派な一つの王国であった琉球は、それ以降日本と中国に朝貢をする両属国ということになる。その琉球を中国から切り放したのは、明治政府であり、明治政府の行なった琉球処分という強制手段が行なわれた訳でありますけれども、とにかく琉球が今日日本の一部として存在するのは、島津氏の軍事遠征に負う処が大きいと思います。それわら蝦夷地、北海道に致しましても同様であり、日本人の入植植民が行なわれた。先住民族アイヌの犠牲があつた訳であります。それから、更に南の方を見ますと例えば小笠原島があります。これもやはり、年代はつきりはしておりませんけれども、大体十七世紀中に幕府が派遣した船が小笠原島へまず到着した、といふことが小笠原島が今日の日本の領土である理由になつてゐる訳です。そう考えますと、このいわゆる「鎖国」の時期の日本から外へ向かつての発展ということと、今日の日本の領土の範囲ということは決して無関係ではないといふことがわかります。

三番目に、この北東アジアにおける諸勢力、異文化の出会いということがあげられます。特にヨーロッパキリスト教文化と日本の文化との出会いがありました。先程田代教授から御紹介がありました、私の普段の研究は史料として「切支丹宗門改帳」を使つています。これはおよそ日本に住む者は、全員キリスト教徒ではないという証明を提出させたわけで、異文化の出会いから生じた一つの産物であると思います。これが結局「鎖国」という四番目に私が申したいことになつてくる訳であります。

「鎖国」ということははどういうことであつたのか、ということは、あえてここで説明することはないとします。キリスト教を禁止するとか、日本人の海外渡航が禁止されるとか、いろいろなことがございました。「鎖国」について申しますと、結果としてはそれはヨーロッパ勢力の中では、オランダによる日本貿易が独占されたということを意味致します。そして、これはここにいらっしゃる永積先生の御専門でありますので、あえてそれ以上申しませんけれども、それによつてずっと幕末までオランダと日本の特別な関係というというものが出来てくる訳であります。そして歴史的な意味を考えてみると、私はこの徳川鎖国というのは、それと同時に進行しました、中国の世界秩序からの離脱、いわゆる Chinese World Order から日本が独立をしていくという過程と

重なっているということに注目すべきであろうかと思ひます。この二つの結合が実際に政策として、あるいは幕閣の中で意識されていたかどうか、これはまだ私にはそれがわからないとしかここでは申し上げられません。

しかし、こういうことは十分考えられる、つまりオランダを除くヨーロッパ勢力を追い出すことと、完全に中国の世界秩序から離脱をするということとはどこでオーバーラップをしていたのではないか、あるいは、中国世界秩序からの離脱ということを行なうのに、ヨーロッパ勢力を追い出してしまって、キリスト教勢力を追い出してしまうことが、その促進剤として作用したのではないかということが言えはしないだろうか。これは一種の冒険的な問題提起でありますけれども言ってみたいと思います。

そしてその代わりに日本中心の世界秩序が形成されてくる。日本中心の世界秩序というのは日本と対等の国として李朝朝鮮をおき、それから日本に朝貢をする琉球をしておき、それから通商の国、貿易相手国としてオランダ、そして国ではありませんけれども、中国商人は長崎へ来て貿易をしてよろしいという、極めて限られた範囲の小さな秩序でありましたけれども、しかし、とにかくそれ

は中国の世界秩序から自立をした小さいながらも、日本の自立的な世界秩序を創りあげ、その中で自主的に日本が外交をやる、そういう秩序を創り上げたということになるのではないかと思います。

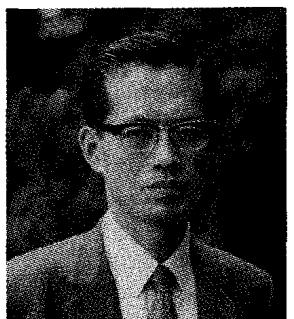
「徳川日本」というのは、いってみれば日本中心の世界秩序の核になる部分で、その核としての「徳川日本」ということを考えてみると、かつての律令制とか、その延長線上にそれとの関わりで出てくるいろいろな土地制度や、あるいは荘園制とか、あるいは鎌倉室町まで残存しました諸制度とは縁が切れてしまつたものだと思ひます。そして「石高制」という制度に基づく一つの社会組織を作りあげたのではないだろうか、社会組織のみならず文化もまたそうであり、そしてまた経済的活動においては、それまでの日本とは非常に違つた、言つてみれば庶民レベルまで、経済指向型の社会が成立してくる、鈴木さんからお話があると思いますけれども、貨幣の流通なんかはそれを一番端的に表しているようにも思ひます。そして、しかもパックストアガワですね、徳川の平和という期間が、約二世紀続いたといふことも、やはり特筆すべきことではないか。もし、幕末に外からの影響がなければもっと長く続いたかも知れない安定的な社

会だったのです。

最後に私が申し上げたいことは、歴史における出会いということであります。つまりこの時期の日本を考えてみると、日本自身が大きな変動期で、それから日本と接触をしたヨーロッパなり、中国なりが大きく変わっている。ですから回転しながらぶつかるので、どの時点で、どういうタイミングでその二つが触れ合うかということによつて、それから後の、そこに起こつた歴史的な事象、動いていく方向がかなり影響を受けたのではないかと思ひます。つまり、もう十年どちらかにその接触がずれていたら、もう十年日本の統一が早かつたらとか、もう十年スペインが早くやつて来たらとかですね、そういう仮定を置くのは歴史の研究にとって邪道かもしれないせんけれども、出会いのタイミングというものが重要な要素になるのではないか、ということをこの時期を観察することを通じて、私は学んだ訳であります。以上非常におおざつぱな話になりましたけれども、提言を終わらせて頂きます。

田代 ありがとうございました。それでは続きまして、高瀬先生の「日本の対外政策と国家主権」、副題として「鎖国に対する一つの視角」というテーマでご発表願います。

**高瀬 ポルトガル船カピタン・モール**



において、ポルトガル国王の勅令と同じ効力をもつて、ポルトガル人を管轄する権限を持つていました。従つて、ポルトガルの植民地になつた所は言うまでもなく、日本などそうでない国においては、このカピタン・モールの権限は、その国の主権に抵触することになりかねないわけです。ポルトガル船の日本貿易は経済的交流ですが、同時にそれは極めて政治的な色彩をおびたものであった、と言えます。そこで、このカピタン・モールの日本における政治的活動について調べ、そこから日本においていかなる問題が生じたのか、解明しようとしたのがきっかけです。このような観点に立つと、カピタン・モールに関する史料は余り多くなく、それらの史料からは、その管轄権をめぐつて複雑な立場にあつたに相違ない、カピタン・モール像というものが、余り浮び上がつてしません。問題がなかつたから史料がないというのではなく、史料が伝存しないのは、別の理由からだと思います。

一五五〇年代以降カピタン・モールが来日して、九州

の諸大名と儀礼的な接觸をしたり、貿易やキリストン布教に関して交渉を行なつたことについては、かなりな数の史料があります。その点は、豊臣政権になつても基本的に同じであつて、伴天連追放令発令に直面して秀吉と折衝したり、また秀吉やその奉行人の貿易介入によつてトラブルが生じた際には、ピカタン・モールがポルトガル側を代表して秀吉と交渉したりしましたが、史料上判明するのは、矢張りその限りです。江戸幕府の治世になつても、長崎における取り引きに絡んでノッサ・セニヨーラ・ダ・グラサ号事件が発生した際、その善後策を講じるためにカピタン・モールが活動しますし、その外にもいろいろな機会に將軍と接觸を持つていますが、それらを伝える史料からは、矢張り一六世紀当時のカピタン・モール像以上のものは、なかなか浮かび上がつてしまません。国内史料も、例え『徳川実紀』に至つては、「阿媽港人入貢す」(寛永二年二月一五日条)という表現までとつています。そのような中にあって、僅かにカピタン・モールの実相を垣間見ることの出来る史料として、日本においてスペイン人がポルトガルのカピタン・モールの管轄に服すべきか否かについて、問題が生じたことを伝える教会史料を挙げることができます。一六〇

八・〇九年の司教セルケイラの書簡です (Cortes 566, ff. 261v-263v.)。司教がこの種の事柄を取り上げているのは、カピタン・モールが長崎にいない間は、司教が代わつて管轄権を行使することになつていてからです。セルケイラはその当事者であったわけです。一七世紀初の一〇年余は、同一国王を戴くスペイン人が頻繁に日本に渡來した時期であり、日本におけるポルトガル人カピタン・モールの管轄権をめぐつてのトラブルは、当然起ころべくして起こつたことだと言えます。ポルトガル国王の管轄権の日本における行使者である、カピタン・モールおよび司教と、それを認めないで独自の管轄権を主張したり、または長崎奉行の管轄下に服すると言い張つたりしたスペイン人との間の紛争は、結局スペイン船は長崎以外の港に入る、ということで双方が妥協して終わることになります。このような形の妥協は、勿論ポルトガル側の満足するところではなく、ここから日本におけるカピタン・モールの管轄権が、殆ど初めて史料的に明らかになること、そしてその管轄権を幕府が容認していたように、そこに書いてある点です。この幕府の容認に関することは、複数の教会史料にその旨記述されています。「当地

「長崎」の裁判は、彼ら「ポルトガル人」には関与せず、凡てをカピタン・モールに任せた。」(Jap. Sin. 31, f. 361)と書いてあります。国内史料でこの点を裏付けることは出来ません。少し遡って、秀吉が長崎に対して定めた法度に「南蛮船、唐船之儀者、異国仁之条、理非遂

糺明、十之物五ツくにをるてハ、日本人可処罪科事」(天正一九年六月朔日付)とありますが、いさざか具体性を欠いていますし、現実にこれがどう運用されたかは、不明のようです。これに対し、諸外国に対する幕府の政策としては、イギリス人に関して、最も明確な表現をとった史料が伝存しています。幕府が彼らに与えた朱印状に、「いきりす人之内、徒者於有之者、依罪輕重、いきりすの大将次第可申付事」(慶長一八年八月二八日付)、「船中商客、於有罪科者、任其国法、可隨船主心事」(元和二年八月二〇日付)と見えています。幕府はイギリス人に対して、商館長によるいわば領事裁判権の行使を容認したことが、明確になります。イギリス人の要求に応じて、幕府が簡単にこれを認めたのは、当時の日本海寇行為があつたりして、幕府に愁訴がなされ、幕府がそのトラブルに関与することになった場合、幕府は、その海寇が行われたのは日本の領海か否かという点と、被害を受けた船が幕府の朱印状を所持していたか否かを考慮して、それに対応したようです。朱印状とは、異国渡海朱印状および来航許可(保護)朱印状を指します。マカオ当局が土井利勝に対し、オランダ海賊船に迷惑してい

人が争論を起こした場合は、スペイン人の頭人に委ねる旨、記されていましたことからも分かります。幕府がイギリス人に対していわば領事裁判権を認めたのは、イギリス人だけを特別扱いしたわけでは決してない、と言わねばなりません。

幕府が広く外国人一般に対して、日本において罪を犯した場合、それぞれの国の法による裁きと处罚を容認したといつても、あらゆる罪科についてそれを許したわけではありません。それでは、それぞれの国の法に基づく裁きに任せるか、それとも日本側で裁くかを、どこで区別していたかという点ですが、いろいろな犯罪の事例と、それがどう処理されたかを見ますと、国家の主権の侵犯に結び付く罪か否かが問題とされた、と言つていいようです。即ち、外国船同志で砲撃戦が行われたり、海寇行為があつたりして、幕府に愁訴がなされ、幕府がそのトラブルに関与することになった場合、幕府は、その海寇が行われたのは日本の領海か否かという点と、被害を受けた船が幕府の朱印状を所持していたか否かを考慮して、それに対応したようです。朱印状とは、異国渡海朱印状および来航許可(保護)朱印状を指します。マカオ当局が土井利勝に対し、オランダ海賊船に迷惑してい

るので平戸に置かないでほしい、と嘆願したのに対しても、

利勝が送った返書に、「日本近近之海上者、依国主之命、堅制止海寇矣」（元和七年九月）と見えており、松浦隆信を介してこの幕府命令を受け取ったオランダ商館長は、海上のどこまで日本の法律と裁判権が及ぶのか、明白な境界を示すよう幕府に要求すべきで、この点が不明確ではオランダの立場が危うくなる、と述べています。

また一六一七年シナ人が將軍に対しオランダ人の海寇を訴え、彼らを日本から追放するよう請願したところ、將軍から何處で被害に遭ったかを尋ねられ、マニラ近辺と答えたところ、將軍は、自分の管轄権が及ぶ所なら、シナ人の言い分の正当なることを認めるが、マニラ近辺の出来事に對しては閑知しない、という意味のことを申し渡しています。家康がその執政初の頃、呂宋総督に送った書簡に、「貴國之海辺、大明弊邦惡徒作賊之輩、可刑者刑之、明人者異域民也、不及刑之、令帰于本国」（慶長六年一〇月）と記されています。呂宋沿岸における明人と日本人の掠奪行為の取り締まりを求める先方の要求に対し、日本人については取り締まるが、明人は異国人であるから、関与しないで明国の裁きに委ねる旨通告したわけで、領域外における外国人の犯罪行為には閑知し

ない、という方針は一貫していたわけです。

いま一つの朱印状の問題ですが、異国渡海朱印状を携行する船即ち朱印船が、日本領海は勿論、公海並びに第三國の領海内においても、その朱印状の法的効力により侵犯されなかつたことについては、既に岩生成一氏の研究により、明らかにされています。一方、来航許可朱印状についてですが、ポルトガルを含む諸外国船は、日本に渡來するに当たって、原則として幕府の来航許可朱印状を所持しなければなりません。渡來する度毎に朱印状の有無が調べられるわけではありませんが、何か事に当たってはその呈示を求められ、所持しないと幕府の審問の対象になりました。この来航許可朱印状も、公海上において第三國船に対し、法的効力を持ちました。即ち、異国渡海朱印状・来航許可朱印状とともに、わが国の領海外で海寇行為が発生した際、被害を受けた船がこれを所持するか否かが、幕府がその事件に関わった時、正邪を見極める重要な基準となりました。それ故に、海上での掠奪を主な狙いとして防禦艦隊を組織したオランダ・イギリス側は、他国船に朱印状が下付されることがないよう、幕府に対する働き掛けを行いました。

これに対し、外国人が日本国内で犯罪を犯した場合、

その罪がいわば個人的日常的で軽微なものか、または例え殺人に及ぶなど、罪それ自体としては重くとも、その行為が日本の主権の侵犯につながるようなものでないなら、幕府は、それぞれ当事国の法に基づく裁きと処罰を委ねた、と言つていいと思います。これは、特定の外国に対する措置というものではなく、広く外国人一般を対象とした基本方針であった、と了解していいということは、先に述べた通りです。外国人が犯罪を犯した事例は、当然夥しい数に上ります。或る一国のみの場合、複数の外国が関わるケース、そして外国人と日本人とが関わる場合等あります。裁判権の帰属を明らかにするには、外国人が日本人に対して犯罪を働いた場合に、どのように処理されたかが、とりわけ重要な意味を持ちます。一六一八年一月福田でポルトガル人水夫が牛を一頭盗んだ。しかもその後のトラブルで、ポルトガル人が日本人を一人殺害した。報せを受けたポルトガル船のカピタン・モールは、牛を盗んだ水夫を陸に連行して処刑しています。わが国において、イギリス人とオランダ人の間で犯罪が行われた場合も、基本的には犯人の本国の法に基づいて裁きが行われた、と言うことが出来ます。勿論、同じ外国人でも、自國法に基づいて裁きそして執行

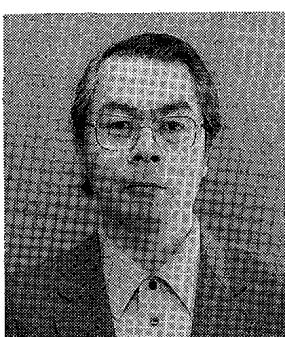
することの出来ない、それが満足に機能し得ない国の場合もあり、また外国人同志の間で犯罪が行われた際、その国と国との直接折衝の不可能なケースもあり、或いは民事上の争論など、明確に正邪を割り切ることの出来ない場合もあり、幕府や平戸藩が、事実として犯罪処理に関わったことも少なくありませんが、基本的には裁判権の帰属について、先の方針を否定するものではない、と言つていいと思います。

寛永「鎖国」後についてですが、幕府は日本の領域内における海寇行為を厳禁し、さらにそこを無断で航行して発砲するが如き振る舞いをも、厳しく取り締まる姿勢を鮮明にします。その一方で、領域外においては、外国人間のトラブルに対しても、原則として関与しない態度をとりましたが、ただ日本に渡航する途中の船に対しては、掠奪を働くことを禁じました。即ち、この種の犯罪に対しては、「鎖国」以前からの基本政策が踏襲された、と言えます。一方、日本における外国人の、右に述べた第二の範疇に属する犯罪に対する幕府の態度ですが、この点明らかに変化が認められます。即ち、陸上・船上を問わず、あらゆる犯罪に対しても幕府が裁判権を行使する、という姿勢に変わりました。但し、「鎖国」後かな

りな年月を経過しますと、犯人をその国に引き渡すこともしています。これは、裁判権の喪失・放棄ではなく、既に幕府自らが裁いて執行する必要がなくなったことを意味するものと思います。わが国の統一政権は、伝統的にもまた功利的な思惑からも、国内において外国人を全面的に管轄下に置くことには、当初は余り熱心であったとは言えません。しかし、その国の主権に抵触するカピタン・モールの権限、政治と密着したキリストian教会活動——それは日本の主権の喪失につながる危険性を孕むものであつたと言えます——、そしてとりわけ諸外国との交渉等を通して、幕府は日本の主権者として、その侵犯につながる事柄を容認するわけにはゆかず、自らの管轄権が領土・領海の全域に及ぶことを内外に明確にする必要に迫られ、それを貫徹したのが「鎖国」体制だという見方も出来ると思います。「鎖国」を考える上での、一つの視点となりうるのではないかと思つた次第です。

田代 どうもありがとうございました。では鈴木先生に「錢貨流通からみた中世と近世——出土錢貨の考古学的分析を中心に——」を、お願い致します。

鈴木 鈴木でございます。私がこの発表で申し上げたいことは、基本的な問題としてまず二点あります。一つは



このシンポジウムに関連することですが、さきほど速水先生が言われたように、日本の近世といふものが経済社会の成立ということをもし意味するのである

とすれば、経済行為の媒介物として根底に貨幣があつた筈であります。従いまして、もし中世から近世への移行という問題を、経済社会の成立という視点から眺める場合には、中世から近世まで一貫して用いられていた唯一の貨幣である「錢」というものが、その分析の基本に据えられてしかるべきであり、それをどのような形で取り上げるか、ということが私の主題の一つであります。勿論これに関しては、小葉田先生を初めとする、中・近世の貨幣經濟史の偉大な學問的山脈の成果があります。それに關して、私も色々なことを教えられ、導かれてこの研究を始めてきた訳ですけれども、それらの研究の中でも今まで取り上げられていなかつた問題がある。それは中・近世の遺跡から出土する、膨大な量の錢貨群であります。そして、これらの錢貨群というものについて基本的な報告はなされておりますけれども、それらは多く考古学調査の報告の域を出ていない訳です。し

たがつて、そうした中・近世の出土錢貨というものを、今申し上げたような貨幣經濟、錢貨流通の展開といふことの中で、日本の中・近世經濟史の中のコンテクストにどのように置いていくことができるか、これが私のこのシンポジウムにおける問題点の一つであります。別の言い方をすれば、私が数千年前の縄文時代というものを専門領域にしながら、あえてこのような時代に足を踏み入れた一つの動機であります。それからもう一つの動機は、私の考古学の研究者としての基本的な問題であります。これは、このシンポジウムと直接関わりがないのですが、あえて申し上げさせて頂きます。それは歴史復元というものをどのような材料から行なうか、ということに関する、私自身の基本的な立場によるものです。歴史の復元といふものは、過去の人間の行為の復元です。

その復元の素材は、従来文献史の立場でいえば、歴史の史料ということになつておりました。但し、もう一つ人間の行為の軌跡としての物的証拠である、考古学資料というものが存在する訳です。したがつて、人間の歴史の復元といふものは、物的証拠としての考古学資料と、文字として書き残された史料という、一つの人間の行為における、二つの姿の総合として捉えられるべきである。

これが私の基本的な歴史復元に対する姿勢です。そのような形での私の歴史研究の方法の基本に関わる興味として、歴史考古学というものが私の興味をそそる訳です。すなわち、歴史時代の考古学資料というのは、一方で既に文献が十分に有りながら存在する考古学資料です。そういうものと文献史料というものが、どの様に一つの歴史の復元の中に組み込まれ得るであろうか、そこに考古学資料はどれだけの耐久性を持ち得るのであろうか、そこ又、考古学資料の一つの独自な方法的開発が有り得るのであろうか、これが私の考古学研究者としても一つの基本的な興味なのです。この点に関しては、これ以上は申し上げませんけれども、以上述べましたような二つの基本的な興味で、私はこのシンポジウムの発表を行いたいのです。

コンテクストを導き得るような形に直していかなくてはいけないということです。そのために、お手元にお配り致しました様な、色々なデータ表が付けられている訳です。このデータ表を若干説明する形で、話を進めます。

先ず最初にお詫びを申し上げなくてはいけないのは、色々とご苦労を頂きましてこのレジュメに一覧表を添付して頂きましたが、大変申し訳ないのですが、これは私の資料検討の段階で、もはや使えないものとなりました。

新しいものは、いま会場でお配り致しました番号が「1」と書いてあるコピー、これの方を御覧頂きたいと思います。どうすることを私が中世の錢貨で申し上げたいかといいますと、全国的に備蓄錢と呼ばれる大量の錢貨が退蔵されています。現在私が八三例ぐらい資料を集め、およそ一七〇万枚ぐらいの錢が存在することがわかつていますが、それらをすべて一覧にしたものが「1」のコピーです。これで、大体の地域とかいろいろなことがおわかりになると思います。そしてこの変更の理由というのは、時期区分を変えた点であります。この新しいお配りしました「表1」の中の時期という真中の辺の欄を御覧頂きますと、時期が「1—2—3—4—5—6—7」となっています。そして前に示した方は6で終っています。

す。一つ増えたのには意味がありまして、これは備蓄錢の年代を最も新しい初鋸年の上限年代で求めていきます。この方が年代を求めるのにすつきりといきます。結果として、どうしたことになるかというと、「1・2」の時期というのが大体一四世紀の錢であると考えて頂いて宜しい。「1」が一四世紀の前半、それから「2」が一四世紀の後半、それから「3・4・5」というのが一五世紀、それから「6・7」が一六世紀という様な、大体の大まかな区分で、ご理解頂けます。初鋸年その他に色々とデータに添付したものがありますので、それを御覧頂ければ宜しいのですが、どのような特徴があるか結論だけ申し上げます。二枚目三枚目の表に明らかですが、これは備蓄錢を構成している渡来錢の錢種を全て多い順から並べて、それぞれの備蓄錢がどの様な錢の組成を持っているかということを見たものです。これは考古学の遺物組成検討の常套手段でしきれども、それでいえる結論は何かというと、各時期、地域、時代の別なく備蓄錢の内容というものは極めて均質である、ということです。したがつて、中世に存在した備蓄錢というものは、中世史料にいわれるところの精銭に相当する、ということは疑いないと私は考えた訳です。そして精銭と考える根拠

というものは幾つかありますが、それについて本文に書いてありますので、それをご参考頂ければお解り頂けるかと思います。ただ、その中で注目しなくてはならない点が一つあります。それはどのような点かというと、全体として中世の備蓄銭というものの内容は均質であるけれども、中で二つだけ異質の動きをする銭があるということです。これはどういうことかといふと、「洪武銭」と「永樂銭」という二つの明銭です。この銭は一四世纪、ないしは一五世纪の初めに鋳られた銭ですので、日本に渡来するのがやや遅れます。従いまして、日本の備蓄銭群の中では「3期」以降に現れてくる銭ですが、これが実際に現れると、比較的短期間のうち、約一世紀ぐらゐの間だと思われますが、備蓄銭群の中の一番重要な銭として存在するようになっていきます。しかし、永樂銭の全備蓄銭の中に存在する量といふのは、高々五ペーセントを越えない程度です。したがつて、そういう量しか存在しない永樂銭のようなものが、「6期・7期」という一六世纪の備蓄銭群の中で、第一位を占めてくると、いうことは、これは普通の状態では考えられない訳です。したがつて、これは恐らく一六世纪の備蓄銭においては、永樂銭というのは特殊な扱いを受けていたと考え

ざるを得ません。これはいわゆる中世史料において撰銭令等の中に、しばしば登場してくる永樂銭の超精銭化という問題と対応する動きであろうとかんがえられます。人々が永樂銭というものを基準銭化して、それを最良の銭とし他の銭に対して増歩なり打歩というプレミアムをつけて流通させる。こういう現象が起ころっている訳ですが、それが考古学的にこのような形で表現されているに違いないと考られます。したがつて中世の銭といふものは、基本的に精銭という形で、統一、均質な内容を持つていて、その中で永樂銭のみが特別な動きを取ることができます。このような動きに対して、実際の中世の戦国後期の人たちはどのように対応していたのか、ということが色々な史料の断片的な記録の中から解る訳ですが、それによりますと、そういう訳で永樂銭といふものを特別な形にして、他の銭と格差をつけて流通させる、或は永樂銭を基軸通貨化するという動きが出てきます。これについて最も熱心であったのが、小田原後北条、結城、武田等の東日本の戦国大名でした。要するに永樂銭一に対して他の流通銭を二ないし三の割合で交換する形をとるようになります。これを私は、「永樂銭の

「超精銭化」ないしは「基準銭化」と呼ぶ訳ですが、中世の錢貨流通においては、一言で言えば、錢の中に錢を設けてその基準を律していく、というやり方だったのです。つまり錢の中に良い錢と悪い錢、或は優位な錢と劣位の錢を設けて、その良い錢の基軸に永楽錢を置き、通貨の円滑な流通の実現を図るというようなことが考えられていたのではないか。この方針というものは、実は戦国大名としての徳川氏にも勿論受け継がれていて、更に幕府が成立致した後も、同じように引き継がれる訳です。但し、その後、慶長一三年に至り、幕府の政策が大転換をします。永楽錢は使用停止になり、更に、従来永楽錢と一対三、ないしは一対二の比率で使われていたひた錢、いわゆる中世の一般的な錢が流通錢として公認されます。このような形で徳川氏は貨幣政策を大きく転換させたわけですが、その時点では、錢と金貨との交換比率が設けられるという大きな変化が起きました。この点に私は中世的な錢の流通の在り方と、近世的な錢の流通の在り方というものを大きく変えた、一つの転機があつたと考えているわけです。そしてこの金貨、錢の交換レートといふものを幕府はいろいろな形で利用しながら、基本的にはこのレートを維持しようと致します。も

ちろん、この維持しようとする期間というのは、大体一七世紀でありますけれども、その間に幕府は新しい公鑄錢である古寛永通宝というものを出すわけです。その流通の過程で、実はいろいろな形で一両四貫文という金貨と錢との交換レートが操作されます。そしてその結果、どうも宿場を中心とした街道筋において、錢貨の流通の安定化ということを、幕府はいろいろな手段を通じて行なつて、いたようです。したがつて幕府が最初に発行した古寛永通宝の普及ということが、徳川政権にとつても非常に重要な役割をもつて、いたはずですが、それが実現していく時に、一両四貫文という金貨と錢とを結び付けた形で貨幣の流通をコントロールしていく。この辺に錢だけの中で永楽錢とびた錢というような形で流通の安定を図ろうとする、中世的な錢貨の流通の在り方と、近世の金というものを介在させた流通の在り方、というところに大きな変革の節目があると私は考えてみた訳です。いろいろとさらに付け加えることもあると思いますが、私が基本的に申し世げたいことは以上のような点です。

田代 それでは、早速これからコメントに移らせて頂きます。このコメントにおきましては、相撲にいうところの『取組』なるものを想定して設定させていただきまし

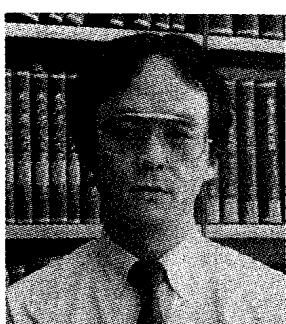
た。つまり今日の個々の発表の内容にできるだけ近いところでの研究をしておられる方においていただき、その専門分野の立場からご意見を窺うこととしました。

本日、コメンテーターとしておいで頂きました先生方をご紹介致します。まず柳田利夫先生は、主に速水先生のご発表に対してコメントしていただきます。柳田先生

は慶應義塾大学文学部の国史学科の先生で、近世初頭の国際関係史を主としてスペイン人の残した史料を駆使して解説されます。速水先生の提唱される「豊臣秀吉とフェリーベ二世」の、超歴史的な「出遭い」の世界史的意義について、色々とご意見のあるところと思います。高瀬先生のご発表に対しては、東京大学文学部教授の永積洋子先生からコメントを頂戴いたします。永積先生は、近世を通じて日本と国際関係を持ち続けたオランダ貿易史の御専門で、『平戸オランダ商館の日記』の翻訳を手初めに、オランダ東インド会社が残した膨大な史料を取り組んでおられます。最近は中国や朝鮮などを含めた、近世初期の外交問題に関する専門書を上梓なさり、幅広い御活躍をなさっておられます。鈴木先生のご発表には、神戸大学教授の神木哲男先生にお願いいたしました。神木先生は、経済学部に所属されておられ、QEH

(Quantitative Economic History, 数量経済史) 研究会や社会経済史学会などにおいて、日本の中世から近世にかけての貨幣史、特に年貢の代金納などの側面から錢貨流通の問題を精力的にご発表なさっておられます。コメントの時間は、各自一五分間づつでございます。

柳田 柳田でございます。



先程の速水先生の非常に広範で緻密な理論に、どうやってコメントをしたらしいのかちょっと困っているのですけれども、自分でできることをやる他ないというので、かなり開き直ってやらせて頂きたいと思います。まず、速水先生は、ここでは恐らく世界史としての近世（広い意味での世界史という意味ですけれども）を論じているのであります。レジュメのほうでは、もう少し成立した近世社会の説明に、多くのページをさかれていらっしゃったようです。けれども、幸い今日は、近世成立期の国際関係にテーマを絞って頂きましたので、私としても、テーマが近いということでコメントをしやすいかと思います。そこで、まず、先生のご発言になつた全体のフレームについてまとめた後で、私自身が

扱つたことのある史料からコメントを加えてみたいと思います。

唐突な話ですけれども、スペインとポルトガルは、非常なライバル意識をもって世界中、特に東洋でも対立を続けておりました。しかし、必ずしもうまく行つた訳ではありませんが、南米のパラグアイやブラジルのインディオに対しても、それからモルッカ諸島のイスラム勢力に対しても、また日本近海では、オランダに対しても軍事的に共同して戦つたこともあります。今こういうお話を致しますのは、私自身は、東アジア的世界との共通性や、運命共同体的な発想を、殊更強調する研究者の方とは、必ずしも考えを同じくしている訳ではありませんが、速水先生の議論に対しても、こと近世社会の成立期に限つていえば、東アジアの国際的な分業のもつ規定性を、どうしても重視せざるを得ないと考えています。従つて、アジア諸国とヨーロッパ勢力を、同じレベルで扱い、特にヨーロッパ勢力と日本との直接的な出会いといった面を強調する今回の速水先生の発想に対しては、若干の疑問を感じざるを得ません。具体的には、速水先生が、近世日本の成立を中心にしてお書きになつた論文、「徳川日本成立の世界史」、「フェリペⅡ世と豊臣秀

るよう見受けられます。しかし、そこで横からの入力には、かなりの違いがあったように思います。具体的に申し上げれば、ポルトガル、スペイン、オランダ、イギリスといった、ヨーロッパ勢力の相互間にも違いがありましたし、日本、その他のアジア諸国、それぞれとの関係の在り方もまた異なっているようにも思います。東アジアとの関係は、ヨーロッパに対するものとはかなり異質なもの、もう少し言葉を選んでいえば、東アジアの国際的分業中に、日本 자체が組み込まれていたのではないか、というふうに考えます。ですから、そういうふうに考へる場合には、横からの入力という表現自体も必ずしも適切とは思われないような気がします。次に日本の内在的な歴史発見の筋道があり、それが横からの入力に変化しながらも、また日本特有の歴史発展に向かう、そして、所謂、経済社会の成立になるという考え方、また、あるいは、江戸時代イコール封建制、土地に縛りつけられた農民、などというイメージが、速水先生の実証的な研究から見て、必ずしも正しい認識ではない、ということを強調するあまり、日本の世界史からの独自性を強調する考え方がある。これは今日のシンポジウムより、むしろ岩波の『日本經濟史』の中で述べられていること、であ

りますが、そのことは正しいかどうか。制度として確立している日本近世社会を、私自身扱ったことがありますので、ここで、そのことについて評価をすることは、私は出来ません。しかしながら、研究者が、日本型華夷意識ないし、秩序、あるいはジャパンニーズワールドオーダーと呼ぼんと、事実として、東アジアの国際的な分業からは、少なくとも鎖国形成期に関する限り、日本が自律していたということは出来ないのではないかと思います。生糸、木綿等の国内の自給が、ある程度達成されたところにたって初めて、日本はアジアからの規定性から徐々に離れ始めるのであって、鎖国形成期に関しては、東アジアの問題は、日本国内の社会変動自体が、東アジアの社会変動の一部を成しており、その限りにおいて日本は東アジア社会を離れて、自主的に自己の体制を決定することは出来なかつたと考えたいと思います。

一方、ヨーロッパの問題は、日本が自主的に選択しうるものであつたという考え方では、基本的には速水先生と全く同意見であります。しかし、ヨーロッパのアジアにおける力を過大に評価し、タンミングがされていれば、日本が侵略される可能性すらあつたかのような議論には、必ずしも与することは出来ません。また、さらに

豊臣秀吉、徳川家康の禁教の論理を、速水先生は、ヨーロッパ勢力の、あるいはキリスト教の侵略性と儒教概念の対立から説明していらっしゃいます。これはフェリペⅡ世の論文の方ですけれども、むしろこれは、国内における統一権力の権威確立へのロジックで考えるべきことのように思われます。禁教が、国内権威確立への隠れ蓑であったとまでいえるかどうかはしばらく置くとして日本は幸いにも自主的な決定をすることができたという考え方には、私はそれなりのように思います。

以上、まとめますと、近世日本の成立期において、殊更、ヨーロッパ勢力と日本の統一政権の直接の対立、具体的には、侵略の可能性などを、重視する考え方に対しでは、疑問を感じていること、また、東アジアの規定性を軽視する立場にも疑問を感じることを、全体のフレームに対するコメントと致したいと思います。

次に私自身の専門である、フィリピンと日本との交渉を見て、今のフレームについて、ヨーロッパとの出会いの具体例として、フィリピンのスペイン人と日本との関係について、若干述べさせて頂きたいと思います。まず初めに、スペイン側の史料をそう細かく、詳しく見た訳

ではございませんが、若干眺めていて感じられることは、修道会士以外のいわゆるスペイン人俗人の日本への関心の低さであります。一七世紀に入つても依然として、金銀島等についての関心はあったことは明らかであります。が、また貿易船もやって来ておりますが、現実の日本については、修道会士は別にしても、現地の植民地当局者がさほど日本を重視していたとは思えません。宣教師達の書簡にはたびたび、スペイン人俗人達の関心は、フィリピンにおいて、一儲けして、本国ないしメキシコに戻ることであります。少なくともそこには日本へ侵略して植民地にしようというようなことを本気で考えていた者がいたとはとても考えられません。日本との貿易にしても、初めは中国人の渡来による貿易、次には、マカオのポルトガル人との交易が、成立しますが、中国本土に本拠地をもたないスペインが、日本との貿易で積極的なメリットをポルトガルと対抗して持つには至りませんでした。一五七〇年代から八〇年代にかけて、フィリピンのスペイン人は、聖俗両者がそろって、中国への侵略計画を本国に打診致します。しかしへイン本国は、フェリペⅡ世のスペイン本国は、それが実現不可能なことを十分に知つており、それを積極的に問

題にすることはありませんでした。また、この中国征服計画に、日本人傭兵に利用しようとする、フィリピン側の本国への打診も、当然の如く却下されております。スペイン本国の姿勢は、ポルトガル領東インドとスペイン領西インドの間の貿易を禁止するものであります。一方ポルトガル人は、新大陸の銀を持ってやつてくるスペイン人が、中国と直接貿易を始めることは、死活問題にもなるため、中国当局に対し、盛んにスペイン人の侵略性を吹聴したためもあって、スペイン人はついに、中國との直接交易をすることができなかつたのであります。このことは、日本との関係の低さをまた間接的に、表すことになります。むしろスペイン人にとって、日本人は倭寇やその戦闘的な国民性から、脅威ないし植民地の治安を乱す者として見られたようになります。

先程、速水先生も、日本人の拡張していく姿について、若干お触れになりましたが、マニラが根拠地となつたのは、一五七〇年から七一年にかけてのことのございますが、当時既に、フィリピンの北部カガヤン地方にかなりの日本人海賊が出没しており、その後スペイン艦隊との武力衝突が、生じております。やがてマニラにも平戸・長崎等から日本人がやって来て住み着くようになつ

ております。スペイン人はこれらの日本人に対して「はじめて平和的にやつて来た日本人である」と本国に書き送っております。しかしながら一五八〇年代の後半になつても依然としてフィリピン北部地方は「十分に鎮圧されていない地方」と見なされていました。従つて、ある意味で豊臣秀吉による所謂「海の平和令」は、それをスペイン人がどの程度認識していたかどうかは分かりませんが、フィリピンのスペイン人にとって歓迎すべきものであつたように思われます。このような関係が一時的に崩れるのは、豊臣秀吉がフィリピンに対して降伏勧告状を送つてきたことによります。マニラ当局は狼狽し、急拠本国に軍事援助を仰ぐ一方、外交使節を秀吉のもとに派遣して時間を稼ぎます。また、使節として派遣された宣教師は、秀吉の面前で地球儀を使い、スペイン人が、スペイン国王がいかに強大であるかを誇示致します。速水先生のおっしゃるように、ポルトガルがスペイン人の侵略性を讒言したかもしれませんのが、実際には、マニラの使節が日本に対して、脅威を与えるために精一杯の虚勢を張つて、地球儀でフェリーベー世の領地を示したのであります。

余談ですが、その時にもたらされたフィリピン長官の

秀吉宛の外交文書の原文は、中国語で書かれていた可能性が高いと考えられます。豊臣秀吉の降伏勧告状がそうであったように、これらの外交文書が中国語で書かれていたことは、それ自体当時の外交が、東アジア的なルールで展開されていたことを物語るものではないかと思われます。これは、ヴァリニヤーノによつて秀吉のもとにもたらされたポルトガル領インド副王からの書簡が、料紙はもとより文面自体もポルトガル式の格調高いものであつたことと、非常に対照的ではないかと思います。ちなみに、このフィリピンから送られた書簡の文頭には、スペイン国王フェリペⅡ世が統治する地域が、長々と列挙されています。そして、先程申し上げたように、宣教師はそれに従い、地球儀でそれを一つ一つ秀吉に問われるまま指差していくのであります。それはやはり、精一杯のフィリピン側のデモストレーションとしてしか、私には感じることができません。豊臣秀吉が、このことによつてスペイン本国について認識を新たにしたかもしれませんのが、果たしてそこから彼が日本が侵略されるといつた脅威を感じたであります。秀吉はしばらくフィリピンから外交使節として来日する宣教師をそれと知りながら黙認していますが、彼らが公然と布教を開始す

ると、日本史上で初めて、外国人宣教師の処刑を行なつたのであります。この処刑はスペインからの侵略の可能性や脅威から行われたと考へるより、スペイン側への彼のデモンストレーションであつたと思ひます。秀吉の側にいかなる関係を維持するかの選択権があつたわけであります。家康の時代に入ると、メキシコとの貿易を彼が望んだため何度か日本人がメキシコに送られております。それはドン・ロドリゴ・デ・ビベロをメキシコに送り出した時、あるいは支倉常長のいわゆる慶長使節の派遣などの時でありますが、こういったメキシコにやって来た日本人に対し、メキシコ側は極度に神経をとがらせ、本国に対策を照会するとともに、日本人を武装解除した上、航海技術・造船技術等を決して学ばせないよう配慮しています。以上のことから、スペインと日本との関係に焦点を絞る限りでは、決して日本とスペインが対等な関係で交渉したとはとても思えません。スペイン側は日本の拡大傾向に対し畏怖を持つて対峙したように私は理解できます。宣教師は、盛んに日本入国をはかり、植民地当局者はそれから生じ得る事態を憂慮しこ感していたのであります。日本が鎖国の道を選んだことで結果的に、マニラ・メキシコ間のガレオン貿易は、一

九世紀までスペイン人の手に確保されることになった訳であります。こういった図式は実は、近代になり日本が開国すると、フィリピン経営の不可欠な労働者として、また中国人労働者に替わる良質の労働力としての日本人がフィリピンの農園主側要請されているにもかかわらず、また在日スペイン外交団もこれに積極的に協力したにもかかわらず、フィリピンの植民地高官も、またスペイン本国も、日本の軍事的な拡張主義を恐れて、日本人のフィリピンへの移民を禁止した事實を私に思いおこさせます。話が脱線してしまいましたけれども、自分はスペインと日本との交渉史を研究のテーマとし、スペインの史料を主に扱って参りました。ですから、心情的には、日本の近世の成立期にスペインが大きな役割を果たした、ということを声を大にして言いたいのであります

が、現実の史料を扱っていく中では、残念ながら日本の近世の成立に果たした規定性という意味では、東アジア的な国際的な分業という面が大きかったと言わざるをえないようであります。どうもありがとうございました。

田代 続きまして、永積先生にお願い致します。

永積 永積でございます。

高瀬先生、柳田先生のお書きになるものを読んでいて



日頃から残念に思うことは、スペイン・ポルトガルの記録とオランダの記録の残っている年代が大体七〇年くらいずれているので、重なる部分が非常に少ないとあります。従つて今日のおはなしについても、オランダの史料を使ってコメントできることは少ないので、ですが、最近考へてのこと、つまり当時行われていた日本と外国との通交、貿易上のさまざまな慣行は、必ずしも日本だけで行われた独自のものでなく、実は日本の周辺の地域、広くいえばアジアの各地で行われていたものが日本に入ってきたのではないかということを述べたいと思います。

まずカピタン・モールの持つっていた裁判権について考えてみたいと思います。一五一二年にマレー半島のマラッカに行つたトメ・ピーレスは『東方諸国記』に、この港には四人のシャバナンダルがいると書いています。这些人達は①グジャラート人、②ベンガル、ペグー人、③ジャワ、ブルネイ、ルソンの人、④シナ、琉球の人で、マラッカに四方から集まつてくる人々のそれぞれの代表だったわけです。ジャバナンダルはペルシャ語で港務長の意

味ですが、トメ・ピーレスとほぼ同じ時期のことを記しました

バロスの『アジア史』には、シャバンダルのことを「我々の間では国の領事のような役目」を果たすとあります。中世の十字軍の時代から近世のはじめまで、キリスト教国でも、非キリスト教国でも、領事が裁判権を持たなかつたことはないと言われていますから、ここでいう領事のような役目とは、シャバンダルが領事裁判権をもつていたと解釈しても差支えないでしょう。高瀬先生のおはなしのカピタン・モールの裁判権はこれと同じものと考えられるのではないか。

同じようなことは、東南アジアの各地にあつた日本町についても言えます。それぞれの町が頭人を選び、そこに住む日本人の裁判を行つていた例は、岩生先生の大著『南洋日本町の研究』にいくつも出てきます。また平戸に住んでいた李旦は、その華僑のカピタン（頭人）といギリス人が書いていますが、面白いことに李旦は平戸に来る前にはマニラのカピタンであつたことが知られています。李旦が裁判権を持つていたかどうか、記録がないのではつきりしませんが、イギリス人はマニラの場合も平戸の場合も同じく「カピタン」と書いていることは、やはりアジア各地で似たようなことが行われていた

証拠と言えるでしょう。

イギリス人はカピタン・モールについて、モンスーン・トレーダーであるから、イギリス人のように特権が与えられないと書いているのが目をひきます。モンスーン・トレーダーというものは、モンスーンにのって来航し、一年のある時期だけ日本に滞在する貿易商人という意味で使われる言葉だと思いますが、カピタン・モールをしていう風に見ることは、その性格の一面を非常によくついていいると思われます。例の朱印船制度では、日本から仕立てられる船はどうか、つまり外国人であつても日本居住者かどうかが、朱印状の携帯を義務づけられるかどうかの目印となっています。先の李旦とか平戸のイギリス商館、あるいは長崎に住むオランダ人が個人でインドシナ半島の各地などへ出した船は、正に外国人居住者の派船の典型と言えるわけです。居住者については、日本の貿易にたとえばパンカドのような取引上の制限が加えられないかわり、海外渡航にあたっては、海賊行為をしないよう朱印状を携行させ、同時に外国の官憲からも、合法的な貿易商人としての保護が受けられるよう、保証をあたえたと言えるでしょう。

次にカピタン・モールについてオランダの史料にある

いくつかの記事を見たいと思います。一六二〇年にカピタン・モール、イエロニモ・マセド・ド・カルヴァロは六隻の船と共に来日しましたが、イエズス会の神父を密かにつれてきたという罪で大村の牢獄に抑留されました。その後長崎奉行竹中采女正重義がその釈放を熱心に運動した結果、一六三〇年になつてようやく日本から出国を許されています。また一六三四四年にはポルトガル船の船員が、マカオ在住の宣教師から品物と、これを売つてこの宣教師が長崎の商人に借りたままになつている負債を返済してほしいという手紙を預かつてきましたため、この船員は手紙の宛先の長崎の商人と共に捕えられ、大村の牢獄に送られています。これらの二つの例は、カピタン・モールの裁判権は非常に限られたものであつたことを示していると思われます。キリスト教徒についての將軍の禁令、つまり外国から宣教師の手紙を預かつてはならないという命令は、カピタン・モールの裁判権より完全に優先していることは確かです。このことは先のイギリスの史料が記している、カピタン・モールはモンスター・トレーダーであること、つまり日本の居住者でないこともとも関係しているのかもしれません。カピタン・モールは、ポルトガル人社会内の紛争など、小さな犯罪につ

いてだけ、裁判権を持つていたのではないでしょうか。しかも、一六三〇年以後は、日本人がポルトガル船に投資した資金の保証として、カピタン・モールまたは船長が、翌年の船が到着するまで長崎に留まることを義務づけられました。これもまた、貿易の制限が強化されると共に、カピタン・モールの権限が一層削減されたことを示すものでしょう。

次に、朱印状の制度も実はポルトガル人のアジア進出の初期からはじめられた制度ではないかということを述べたいと思います。ポルトガル人がはじめて東洋に進出したとき、その艦隊の力が圧倒的に強かつたため、近くを航行する異教徒たち、イスラム教徒たちが安全通航証を求めました。これはカルタス（ポルトガル語で書簡の意味）とよばれ、すくなくとも一五〇二年からひき続き発行されました。

平戸、台湾のタイオワン、バタヴィアなどの各地で、そここの港に出入りする日本船、中国船などが、オランダ人からパスを求める例は沢山残っています。このパスとは、日本で与えられるものについては、岩生先生以来、朱印状と訳しているものです。海上でオランダ船は圧倒的な強さを誇っていましたから、オランダ人の発

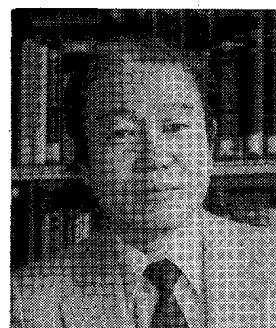
給するパスはオランダ船に襲撃された場合、他のどの国  
のパスよりも威力があつたに違いありません。朱印船制  
度が成立するためには、朱印状の権威を相手国が認める  
ことが必要と、岩生先生は書いていらっしゃいます。け  
れども、ここにもう一つ次のことがつけ加えられるので  
はないでしょうか。大航海時代と共にはじまつたカルタ  
スの慣習が、その後パスと呼ばれるものとなり、日本の  
朱印状もその慣習を受け継いだものではないか、といふ  
ことです。こういう慣習がアジアの各地で行われていた  
からこそ、日本の朱印船も受入られたのではないかと思  
います。

最後に言いたいのは、中国で行われていた勘合、ある  
いは渡航証明書としての文引（ただ引ということもある）と、日本の朱印状との関係も考えて見る必要がある  
ということです。けれどもこれは今日のおはなしの範囲  
を逸脱することですし、私の考えもまとまつていません  
ので、ただ今後の課題として指摘しておきたいと思いま  
す。

田代 最後に神木先生にお願いしたいと思います。

神木 神戸大学の神木でございます。私は中世史を勉強  
しておりますので、多少中世の貨幣についてこれまでにも

シンポジウム「国際関係と近世日本の成立」



考えたことがございまして、そ

こで今日は鈴木先生のご研究に  
対して何かコメントをしろとい  
うふうに言われた訳でございま  
すが、実は鈴木先生はここ数年

非常に精力的に中世から近世にかけての貨幣史に関し  
て、数多くの貢献をされてきました。先程、日米構造協  
議というのが終わつたようございますけれども、この  
原因は日本の輸出の集中豪雨があつたということをごさ  
いますが、鈴木先生の貨幣についてのご研究はまさに中  
世を研究している者にとりまして、集中豪雨的な研究成果  
でございます。私のように中世を勉強しておりますも  
のはいまや崩壊の危機に直面しているといつても大袈裟  
ではないと思っております。従いまして追々これから構  
造協議に入らなければいけない訳ですけれども、本日は  
細かいことにつきましてはコメントを差し控え、多少大き  
な問題をお話をさせて頂きたいと思っております。

先程鈴木先生ひお話しになりましたように、中世から  
近世への貨幣体系への移行、中世的な貨幣体系と、近世  
的な貨幣体系というものはどう違うのか、ということで  
あります。これはここで改めて私がお話をする必要はな  
い

いかと思ひますけれども、中世の貨幣体系の特徴は、銅錢一本やりということでございまして、そういう意味では銅錢単貨体系と呼んでもいいのではないかと思ひます。近世はそれに対し、金銀が貨幣として流通界に入つてまいります。いかえますと、中世の場合には金銀が基本的には貨幣として使われたことがないという点に大きな特徴があるといえます。先程鈴木先生のご結論の中でも、近世期の貨幣体系の特徴は、錢と金がリンクしたことにあるというお話をございました。この点については私も全く同感であります。そこで、若干中世的な貨幣体系から近世的な貨幣体系への移行ということにつきまして少しこメントをさせて頂きたいと思います。

中世の貨幣流通は、中国からの渡来錢や日本で私鑄された銅錢が、自由に使われるということで始まります。そこで良貨と悪貨を選別する撰錢という現象が起ります。これに対し、明応九（一五〇〇）年、室町幕府が、撰錢禁令を出しますが、この一五〇〇年に出します。これに對して、室町幕府は撰錢禁令を約三〇年間出しております。これが、撰錢禁令は、一言で申しますと、撰錢の無条件禁止とした撰錢禁令は、いざいまして、日本新鑄錢をのぞいては一切の撰錢を認めず、いわばすべての銅錢の同価値通用を強制したものであります。一五〇〇年の幕府の撰錢禁令

は、このように捉えていいかと思ひます。しかし、それから数年経ちますと若干情勢が変わってまいります。永正三（一五〇六）年発布のものには悪錢の混用率がきめられています。百文について三二文、約三分の一のいわゆる悪錢を混ぜて使用することが認められております。

しかし、結論だけで申し上げますと、この段階で三分の一の悪錢混用を認めた撰錢禁令はあまり効果を持たなかつたと思われます。その理由は、当時の經濟が必要とする貨幣の量に恐らく大きな限界があつたからだと思ひますが、この後數年を経過してこの混用率が引き下げられてしまします。永正九（一五一二）年の撰錢令では、三分の一から五分の一へ、約二〇パーセントに混用率が減らされております。これはとりもなおきず、撰錢禁令の後退を意味するものと考えることができます。これ以降、室町幕府は撰錢禁令を約三〇年間出しております。そして天文一一（一五四二）年に再び出す訳でござりますが、この時には混用率がもとの三二パーセントに引上げられます。これはこの時期における商品・貨幣流通の進展によつて流通過程に入るべき貨幣量の増加が要請され、悪錢の流通過程への導入をうながしたものとみることができます。

そして最終的には信長の撰銭令が出る訳でございます。これは、永禄一二（一五六九）年のことですが、信長の撰銭令の特徴はいろんな形の悪銭について、プレミアム（減価率）をつけて通用させようとしているのです。例えば「ころ」「せんとく」といわれるようなものは二分の一、つまり、一枚で精銭一枚と同価値として通用させる。それから一番粗悪な貨幣の場合には、たとえば、「うちひらめ」「なんきん」というのはわずか一〇分の一の価値でしか通用しない。そして減価率が決められたもの以外の貨幣はすべて同価値通用であり、減価銭の混用率も五〇ペーセントにまで引き上げられております。このような信長の撰銭令にもられた内容、つまり、悪貨が流通界に投入されそれをのプレミアをつけながら、流通していくというのは、実は中世が到達した貨幣流通のあり方を示しているのではないか、こういうふうに私は思っております。

これは江戸幕府でも踏襲され、この信長の決めた六種類の銭は選んでもいいけれども、それ以外のものは選ぶことを認めない政策を寛永通宝の出る一六三〇年代後半まで続けることになります。

幕府は、慶長六（一六〇一）年に、金貨、いわゆる慶

長大判・小判、一分判を発行します。幕府は、中世以来の錢貨、つまり銅錢に対しても金、銀、特に金を掌握して、これを貨幣体系の最も重要なものとして位置付けたいと考えたのではないかと思っております。言いかえれば、幕府の貨幣政策の基調が金貨を中心とする貨幣体系の樹立にあつたということができると思つております。

さらに、幕府は錢貨政策も積極的に推進いたします。

まず精銭である永樂錢とそれ以外の錢貨との交換比率を一対四、つまり永樂錢一貫文＝永樂錢以外の錢貨四貫文というように決定いたしました。そして、これを金・銀貨と結びつけ、相互の交換比率を金一両＝永樂錢一貫文＝銀五〇匁、さらにこの決定と相前後して永樂錢を通用禁止にいたします。いいかえれば、金一両＝（永樂錢一貫文）＝永樂錢以外の錢四貫文となり、永樂錢はこの段階で計算貨幣化されたことになります。つまり抽象的な価値の基準にはなりますけれども、現実の貨幣体系からはずされ、使われなくなつたということを意味します。

こうして金一両＝錢四貫文という交換比率が決められたわけですが、この交換比率につきましては鈴木先生はどういうにお考えでしょうか。ここでは寛永通宝の新鑄以前における錢貨の不足に基因して現実の取引において

は、金一両＝銭四貫文という換算比率は、少なくとも一七世紀前半までは守られなかつたのではないかと考えられます。たとえば、一五六〇～九〇年にかけて京都・奈良・阿波などでは、ほぼ一貫三〇〇文から一貫六〇〇文程度であり、また寛永一二年のデータで、金一両＝二貫七〇〇文、あるいは三貫文程度ですから、実は現実の取引でおこなわれていた金と銭の換算比率は、金一両＝銭四貫文にくらべて大変銭高であつたということになります。したがつて、幕府の設定した金一両＝銭四貫文といふのは、当時の実勢比価にくらべて、著しく金高・銭安い設定されていました。幕府にとって、金高・銭安で交換比率を設定しておくということは、非常に大きな意味をもつていていたと思われます。この段階で金銀鉱山を占有し、貨幣铸造権を独占した幕府としては、

金貨の価値をできるかぎり高めておくことが政治的にも経済的にも必要なことであったと思われます。ここに近世の貨幣体系の大きな特徴があるのではないかと考えているわけでございます。金とリンクさせた銭の価値を中心にくらべて著しく下落させることによつて、中世では唯一の貨幣であつた銭貨＝銅素材をいわば事実上の少額貨幣にするという意図が、この金一両＝銭四貫文の中に

含まれていたのではないかと考える次第でございます。

この点に関して鈴木先生のご意見を伺うことができればしあわせでございます。どうもご静聴ありがとうございます。どうもご静聴ありがとうございます。どうもご静聴ありがとうございます。

田代 それではここで一五分程休憩をとりたいと思います。

（休憩の後、フロアーからの質問を受けた。質問の要旨は以下の通り（発言順・敬称略））

箭内 健次

一、カピタン・モール（世俗権力）と教会との関係を、デマルカシオンの問題を含めて、どのように理解したらよいか

中村 質

一、近世日本の成立は具体的に、一七世紀後半のどこにおいたらよいか

二、外国人一般の日常的犯罪に限つて日本の裁判権が適用されたということであるが、日常的といふことはどういうことか

三、外国人とはポルトガル人などのいわゆるヨーロッパ人だけなのか、むしろ人数からいうと朝鮮人や

中国人の方が多くはなかつたか

加藤榮一

- 一、国家主権といふものの考え方が前近代の場合と、近現代の場合と異なるのではないか
- 二、伝統的に自治体などに一定の自治権が与えられており、その自治権の中で処理しうる問題が当然残される場合もあるのではないか。その上での公儀という問題を考えるべきではないか
- 三、この時期の公儀の「恣意」は、法的秩序などを超越して発動されることがあるのではないか
- 四、オランダ船のカピタンなどにはコミッサー（権限を詳しく規定したもの）が与えられているが、ポルトガルのカピタン・モールの場合そういういた資料があるのかどうか

五野井隆史

- 一、カピタン・モールは裁判権の他に貿易交渉権をもつていたというが、貿易交渉権については余り持つていなかつたのではないか
- 二、家康政権と家光政権とでは区別して考えるべきではないか

岸野 久

シンポジウム「国際関係と近世日本の成立」

一、教会側の史料からカピタン・モールについて論ずるのは限界があるのでないか

二、カピタン・モールの権限は時代によつて大きく変わつていたのではないか

安国良一

一、備蓄錢というと良貨だけというふうに考えられるが、それと流通錢貨全体とはどういう関係になるか

- 二、精錢はいつ、誰によつて作られたか
- 三、なぜこれ程の大量の備蓄錢をためる必要があつたのか、またそれが必要となる社会とはどんな社会なのか
- 四、錢と金とのリンクの仕方を国家主権とのかかわりの中でどういうふうに考えるたらよいか

峰岸純夫

- 一、品物の評価と共に錢そのものの評価をしなければならない中世から、錢の評価が基本的には解消する近世への移行の中で、錢そのものの移り変わり（歴史）をどのようにとらえるか

山本英史

- 一、中国にも日本の中世から近世への移行と同様な時

代が存在するにもかかわらず、日本のように「経済社会」が成立しなかつたが、なぜ日本ではそれが成立し得たのか

＊＊＊

田代 フロアから頂戴しましたご質問の多くが、高瀬先生に集まっています。そこでご発表頂いた先生からご発言される順序を変えまして、まず高瀬先生、そして鈴木・速水両先生とさせていただきます。

高瀬 有益なご意見やご指摘を戴きました、有難うござります。それぞれ専門分野に関する深い研究成果をふまえたご指摘ですので、満足にお答え出来そうにありません。永積氏他何人かの方からご指摘があつたのですが、カピタン・モールの権限を中心とした個別事例について、このレジュメに書きましたようにすつきり割り切れるとは、私も思っていないのです。個別事例にあたっていきましたら、色々割り切れないような例もある、しあれにも拘らず、やはり「鎖国」を境にして、一つの変化を読み取ることが出来るようと思いましたので、本日のような報告をさせていただいたのです。それでは当てはまらない個別事例はどうなるのか、という問題ですが、ちょっと乱暴な言い方ですが、歴史の史料はそういう

う性格をもつものではないか、と思つております。それから箭内氏が言られたデマルカシオンの問題、それが根底にあり、それを踏まえてご報告したわけですが、ただ岸野氏が言われたことですが、年代・国情等により、一律に論ずることは出来ないわけとして、そのためにそれぞれの土地において、異なった事例として現れる、と言えると思います。居住者と非居住者とを区別しなければいけない、というお話が何人かの方からありました。しかし例え、「鎖国」の前後を通して、長崎港内における外国船内の犯罪に対し、幕府の裁判権がどう及んだのかということも、報告の論拠の一つになつていません。従つて居住者か非居住者かということが、ここで大きな問題にはならないようになります。カピタン・モールには貿易交渉権はなかつたのではないか、という五野井氏のご指摘ですが、確かに建前ではフェイトール（代理人）に貿易交渉が委任されていますが、現実には貿易の交渉をカピタンモールが行つた例があります。お二人から、家康と秀忠とで政策を区別して考える必要はないのか、というご指摘がありました。いまここで問題にしている論点から、両者の政策に基本的に差異があると言えるかどうか、私にはよく分かりません。キリスト

問題を重罪として一括りすることに対する五野井氏のご批判ですが、外国人のわが国における犯罪を、ここで述べた意味で敢えて重罪と軽罪とに分けた場合、キリストンは重罪に入るという意味です。なぜかと申しますと、

私はキリストンが日本の法秩序を否定したことが、幕府のキリストン禁制の主因だと思っていました。朝鮮人の取り扱いに関する中村氏のお尋ねですが、私は明確にお答え出来ませんので、ご容赦願います。加藤氏が言われた、国家主権は前近代と近代とでは違があるといふ点ですが、主権の概念については、私には論じる能力はありません。主権を論じる場合、権力がどこに所在するかということが、主な論点の一つになつてゐるようですが、それとは別の観点に立つて、その権力の上に別の権力は存在しない、つまり最高の国家権力という、対外的な意味の主権論があります。私が使つたのはそういう意味です。オランダの船長にはコミッサーが与えられたが、ポルトガルのカピタン・モールについてはどうか、との加藤氏のお尋ねですが、その点についての史料は私は存じません。岸野氏が指摘された、カピタン・モールについて教会史料を通して知るのには限界があると

いう点については、それはおっしゃる通りですが、的確な史料が他に余りないので、やむをえず利用したものであります。

鈴木 鈴木でございます。いろいろコメントを頂きましてありがとうございます。先ず安国先生の指摘された問題なのですが、逃げる訳ではありませんが、すべてこれは中世社会の基本的な経済構造に係わる問題であろうと思います。私は少くとも中世に流通しておりました錢はこういう性質のものであった、ということを指摘しているという段階として、それが中世社会の経済的な構造、ないし経済的な活動の質とどう絡まるかということは、私の専門外のことですが、私の予測でお答えできる範囲について、あるいは私がそこからこんなものではないかというふうに、逆にむしろ中世の研究者の方々にお尋ねしたいと思います。先ず、一番最初のご質問で備蓄錢の大部分が精銭だということになると、良いものだけが備蓄されているのだとすれば、中世に流通していた錢は全体としてどういうものになるかという問題です。私が先ず最初に申し上げたいことは、備蓄錢というのは当時中世に流通していた全流通錢群これを母集団と呼びますがその母集団の正確な反映体であると考えている点

です。つまりこれは、個々の備蓄錢というのがある種の任意抽出サンプルとしての性格を持つており、そしてその任意抽出サンプルたる各錢群は、仮想的に中世に存在した全流通錢貨に認められる錢の存在比率と非常によく似ている。つまり、きわめて均質的なものであると考えています。そのような状況で、ある特定の操作、つまりある特定の錢だけを選んだということは、永樂錢と洪武錢以外を除いては考えられない。こういうことを先ず申し上げておきたい訳です。そういう意味では、北海道の志海苔で出ました錢も鹿児島県で出ました錢も基本的に同一の価値をもつていた、と私は考えざるをえないのです。

そうなりますと、これは恐らく一番のご質問とも関連するのですが、これは恐らく当時の最も信頼できる錢、というものがこういう形で集まっていたのである、というふうに思われるのですが、経済活動というものは、ある時代時代で非常に先端的な様相を示す場合もあるんだろうと思うのです。例えば古代にも、資本制的な展開というものが一部かいしま見られるというような意味で、中世社会の商品流通の中に、もそういった先見的な部分というのが一部あり得る、と私は考えているのです。こういった精錢群というものは、当時の最も先

端的な経済の部分である程度決済されていた錢であると考えて見てはどうであろうか。中世経済の中での錢の使われ方というものをそのように考えることははたして可能なのだろうか。私は、むしろそういうことを中世の専門の方に投げかけたい訳なのです。

それから、そこで当然もう一つ出てくる問題は、中世社会においてしばしば登場してくる惡錢づかいの問題です。要するに、惡錢というのは私は実体としては存在しない、という考え方を持っています。つまり惡錢と呼ばれているものは、ある種の概念として存在したものであらう。実体としてこれが惡錢だというようなものは、いわゆる極惡錢と呼ばれる——これは江戸時代の撰錢令に至るまで撰錢の対象となつた——先程神木先生がいわれたようなどうしてもこれはだめだと言って除外された錢を極惡錢という訳ですが、極惡錢は確かに存在する。ただし、極惡錢以外の惡錢というものは、実体として摑み出すことは非常に困難なことであろうと思います。というのは、その中がある種のグレードのクライイン（傾斜ないし漸移）を持っていて、ある惡錢と別の惡錢とを比較することは容易ではない。一番良い超精錢である永樂錢を一つ出すことは出来ます。それから極惡錢を一つ出す

ことも出来ます。ただし、その中間にある錢群というのは実際にいろいろなくたびれ方をしておりまして、その中を分け出したら、恐らく撰錢行為そのものが成り立たなくなってしまうのではないかと私は思っています。これは私が一万枚位の錢を実際に二～三日かけて選びまして、その中で錢を分類したり査定した実際の印象として、そうであるということです。したがつて、悪錢といふものは、私は流通にさいしてある種の保証を伴わない錢であろうというふうに考えてみたいのです。少くともある種の保証を通さないで使う錢、こういうものを悪錢づかいとか、惡錢といふうにいったのではないかと私は考えています。

それから撰錢状況が生じたのはどうしてなのだろうか、ということなのですが、精錢の流通を保証したのは、やはり商取引における一種の良い錢を求めるという行為そのものにあつたと私は思うのです。最も先端的な決済に耐うえる錢としてこのような均質的な錢の内容になつたのではないかと思います。ただし、中世社会の貨幣流通において、そういうことを考えて良いかどうかという問題は残ると思います。ただ、このさい私は中世史の専門家ではありませんので、勝手なことを逆に言つて

みたい訳であります。それから錢を貯める必要がなぜあつたのかということですが、これは金融業というものが中世においては結構あつたのではないかと、逆に私は想像をしております。例えば合錢というような言葉があります。もちろん皆様ご存知のことと思いますが、合錢とは小額の錢を寺院などで集めることです。それから、それが祠堂錢という形になりますと、これは徳政の対象外になります。つまり徳政棒引きの対象にならないのが祠堂錢です。ですからお寺が持つてゐる錢というのは、ある種の低利金融機関のような性格を持つていて、しかもそれは徳政の対象にならないケースがしばしば記録されている。そういうことから考えると、少額の錢の金融というのは結構あつたのではないかと考えられる。これは後北条氏あたりが御藏錢というものを家臣に貸し付けているといったようなことの中には見えてゐる。そういう少額の貨幣のやり取りというものが、実は中世も後半になるとかなり進展してきている。これは江戸時代のようないい形の少額貨幣の流通とは違うのでしょうかが、私はそういうものが結構全国的に一定の地域で行なわれていた可能性というのを中世においても認めていいのではないかと考えます。逆にいふとそういうものを認めること

が、現在の中世史研究のイメージの中でどのように考えられるのかを、むしろ教えて頂きたいと思います。

それから近世初頭の成立期において、銀というものが錢と絡まないということのご指摘ですが、これは私もかねがね不思議に思つております。ただし一ついえることは、さきほど神木先生とお話をしていく中で出てきたのですが、西日本の状況はともかくとして、少なくとも徳川幕府、幕初期の徳川幕府は、金貨というものを通貨の基軸にしようとした時期があつたのではないか。恐らく初期徳川政権の金備蓄量に対するある種の自信というものがその背景にあつたのではないかと考えてみたらどうかと 思います。そう考えますと、少なくとも一七世紀の古寛永通宝から文錢、新寛永通宝の流通に至るまでの宿場経済における錢貨流通の統制の仕方や金貨の動きなどをみると、やはり金貨というものをかなり切り札的に使つて（国内の場合ですがこれはもちろん）いくという意識があつたのではないか。勿論、ご存知の通り、当時の国際的な金銀比価の問題で、金の輸入が有利であつたというような点とか、いろいろの点がここには考慮されなくてはならないと思いますが、少なくとも国内的な通貨といふ点で、ある時期徳川幕府は金貨というものを表にだし

て、そして錢をリンクさせた形で、一つの通貨安定を図つていくような考え方をどこかでもついていたのではない。銀というのは勿論、中世以来貿易の素材としてずっと使われていた訳ですから、そういうようなことが果たして考えられるのかどうかは検討に値するでしょう。とにかく、元禄の改鑄が行なわれるまで、慶長判金というのが一〇〇年余り使われる訳でして、これだけ長く使われた金貨というのは日本で他にない訳ですから、そういうようなことも一つ考えてみてはどうかと思います。これは勿論専門外からの発言ですので見当違いであればお聞き流し頂きたいと思います。

それからもう一つ、中世から近世への錢の移り変わりというのをどういうところでみるのかという峰岸先生のご質問ですが、確かにおっしゃるとおりであろうと私は思います。要するに、商品の品定めをすると同時に錢の品定めもしなくてはならない。しかもその錢は、いろいろな顔をしていたというのが中世の状況です。ですから、しようがないから一番良い錢である永楽通宝に、すべての基準をあわせてやろうとしたけれども、永楽通宝というのは全流通錢貨の5%ほどしかない。そんなものではとても基軸通貨化することは出来ないというので破

産しかかるという状況で、初期徳川政権は金貨を出してきてまず通貨の流通をコントロールをする。そしてその次に古寛永通宝の大量発注をする。この古寛永通宝といふのはきわめて良質の錢です。これは私が発掘調査で実際の錢をみた上でいえることですが、良貨です。当時流通していたびた錢とは明らかに品位といいますか、錢の質が優れています。ですから、幕府が古寛永通宝と當時まだ中世以来流通していたびた錢と呼ばれる北宋錢を中心とした渡来錢群とを等価にした、つまり、渡来錢と新鋳の古寛永通宝とを差別せず、両者とも一両四貫文としたことは、非常に大きな決断だと私は思います。つまり、放つておいたなら、恐らく中世以来のびた錢と古寛永通宝との間には明確な格差が生まれてもおかしくないくらい、新しい古寛永通宝は規格その他においてきちんととしています。それに対して中世以来のびた錢というのは、磨り減つており、文字も読めないものもある。錢容としては確かに錢形をしていますけれども、磨り減っている。それがかつて後北条などで用いられた精錢のなれの果てなのです。したがって、両者を等価にしたところに、幕府のかなり意図的な流通政策の考え方があつたと思う訳です。事実、鹿児島藩では、古寛永通宝が鋳ら

れるということになると、大慌てで堺の商人などにまで手を回して、何とか新しい古寛永通宝を手に入れようと躍起になります。その背後は、当然の事として、中世以来の古いびた錢が間もなく流通停止になるだらうということを読んだ上での江戸家老の判断が働いていました。そういうことからわかるように、等価にするということは当時ちょっとと考えられないひとつの決断ではなかつたかと私は思います。そこで反対に、今度は古寛永通宝の値が、寛永二〇年前後に大暴落をする事になつたのではないかと考えられます。そこでどう解決していくかといふ幕府のシナリオをみると、金貨を宿々に助成と言ふ名目で貸付け、街道筋で錢を吸収するというような動きに出てくる。この辺はかなり一貫した政策的な動きとして、私はとらえることができるのではないかと思います。少なくとも古寛永通宝は中世のびた錢よりはるかに良質の均質化された錢として铸造されていたことは間違いない。この辺にやはり近世の錢が安定する大きな要素が確かにあつたと私は思つております。

〔付記〕本発表での演者の発言内容は、一九九〇年六月現在のものである。その後、資料の追加等を含めた改訂がいくつかあるが、それらの一部については、近刊の

『坪井清足古稀記念論文集』中に『渡来錢から古寛永通宝へ』と題して発表する予定である。

速水 大変、貴重なコメントを頂きましてありがとうございました。先ず柳田さんから、日本の世界秩序というようなことを言わないで、むしろ東アジアの中の国際分業という観点から、この時期の日本の鎖国を考えるべきではないかと、或は、スペインを例にとられて、スペインの勢力と日本の接触というようなことを過大視しないで、役割は多少はあつたかもしけないけれども、むしろアジア内の問題として近世日本の成立を考えるべきではないかというご指摘であつたかと思います。

私は、実は五年ぐらい前に書きました、『フェリペⅡ世と豊臣秀吉』という論文を思い起こし、ペイパーを提出した訳でありますけれども、このような問題に関心を持ちました理由は三つあります。一つは、話が飛びますけれども、アンリ・ピレンヌというベルギーの歴史家がいます。一九世紀末から二〇世紀にかけて、世界の生んだ最大の歴史家の一人といつてもいいと思ひますけれども、そのピレンヌの遺著に、日本訳では『ヨーロッパ世界の誕生』、原題は、『マホメットとシャルルマニユ』

という本があります。これは学生諸君に是非読んで頂きたい本でありますけれども、要するに、中世ヨーロッパが、ヨーロッパ社会として形成されるに当たって、イスラムの勢力が地中海、南ヨーロッパに侵入してきたことが決定的であった。そのことによつて地中海貿易を断たれたヨーロッパが、やむを得ず農業中心の自給自足的な、つまり封建的なヨーロッパを初めて形成し得たのだ、簡単にいつてしまえばそういう主張をしたわけです。これは同時に、それまでの時代区分、ゲルマン民族のローマ帝国内への侵入、東ゲルマン、或は西ゲルマン諸民族による部族国家の成立をもつて、古代から中世への時代区分と致しました説に対し、約四〇〇年ぐらい、古代と中世の時代の区切りを後へ引き下げたことになります。今日ピレンヌテーゼはそのままで通用しなくなっていますけれども、そういう考え方があるとすれば、この東北アジアにおいて、同じようなことが一つ考えられないだろうか、と。非常に個人的になりますけれども、ピレンヌはこのアイデアを、ある論文に発表してからの遺著にするまで約二〇年間かけています。私もここで論文を書いておいて、二〇年経てば丁度遺著になるんじやないかということで、あえてこういう題を

選んだ訳であります、果して旨いくかどうかは分かれません。

二番目はですね、これは私が本来行なつております、自分の研究の基本史料、これはキリストン宗門改帳であります。つまり、宗門改帳が作成されるもとの原因といふのは、この日本に住む者は全員が仏教徒だという證明をお寺からに証明させた政策から始まります。その、宗門改帳を作成するのは、お寺ではなくて町や村の行政担当者でありますけれども、一体全体、世界のどこにういう調査をやつた国があるかと。実はイスラム世界のことは私は知りません。ですから三木先生にイスラムではやつてますと言われば、私の考えを撤回しなければならないのですけれども、恐らくこういう調査が行われたのは日本だけではないかと思います。単なる人口調査であれば、これは世界のどこにもあるのですけれども、キリストン宗門改めという、一人一人カウントしてその信仰をお寺の判をもらつて、しかも毎年これを調べるといったようなことは、世界のどこにもない訳であつて、やはりこれは如何に当時の徳川幕府が、キリスト教に対して虞れを抱いていたかというか、或はキリスト教の背後にあるヨーロッパ勢力といつてしまふと、ここがかなり

微妙になりますけれども、危険視していたかという証拠になるのではないかというふうに考えております。

で、三番目は、実はこの時期は確かに日本はアジアの一員でありますし、そのことを忘れてはいけないし、日本的世界秩序といつても、その秩序は決して現在のように、国と国との間の平等な関係ではなくて、例えば朝貢国というものを必要とするなど、前近代的なものです。事実、日本は琉球を朝貢国にしている訳ですね。ですから、平等な関係で結ばれている横の関係ではない。しかしこの日本がヨーロッパと接触し、オランダ一国にせよ、日本的な世界秩序の中に、いわばアジアとヨーロッパと両方おいたとということは、非常に大きな意味があるのではないかと思います。つまりそれは何かといふと、世界認識なのですね。世界の中の日本というか、或は日本を相対化するということが、それを通じてできたのではないかということであります。もちろん鎖国令を出したとたんに日本人全員がそれを考えたという訳ではない、これは、多分一八世紀或は一九世紀位迄かかるが、隅々まで浸透していったと思われます。つまり、日本は世界の中で、こういう位置にあるのだと。あるいは日本以外の世界がどうなつてているかと。ヨーロッパと接

触するまでは日本はせいぜい知っているのは、朝鮮、中國或は天竺までありました。それから先は、知らなかつた訳ですね。天竺はともかく、日本が中華世界の一員であるということは、中華世界という一つの仲間、共通根をかなりのところでもつてることになります。それが中華世界の一員であることをやめてそうでない世界をつくることは、日本自身を相対化する上に非常に大きな役割を演じたのではないかというふうに考えています。

それがしかも、最後の山本さんの質問にも関連してくるのですが、庶民の知識になっていくことがやはり、その後の日本の歴史の展開に大きな影響を与えただろうと、いうふうに考えております。

それから中村先生から近世日本の成立を、私は一七世紀前半とう曖昧な言葉で示したけれども、すばり言って、いつかというご質問であります。これは、どう言いましょうか、私は自分の専門が経済史でありますて、この経済史の時代区分というのは何をもって分岐点にするかということは非常に難しいのです。一つ例をあげますと、農民が、経済的合理的に行動する様になつた社会とを私は経済社会と呼んでいます。そして、日本において、この経済社会の成立は大体一七世紀から一八世紀位

までかかつて日本全土に及んだと思っていました。では農民の経済的合理的行動というものを何でとらえるかと言いますと、一つは小家族というものを生産の単位にするような農業が一般的になるということを指標にしていいと思います。

それは宗門改帳等に、単位になつている家族を見ると、つまり一戸の世帯の中に何組もの夫婦がいるような世帯もあれば、それから一組の夫婦とその直系家族からなる世界もある、といったような状態が一七世紀にはあった。それが段々単婚と言いますか、一組、せいぜい親子二組の直系家族が殆んどを占めるような世帯構成に変化をしていく、その変化のスピードというものがある訳です。これは計測したのですけれども、つまり、ある地域をとつてみると中心に城下町がある。その城下町を中心いて、同心円上にずうつとそういう変化が広がつてしまふ訳ですね。一七世紀の初期にはまだまだ農民世帯にいろいろな形のものが混在していた。それが段々四人とか五人ぐらいの世帯に集中していく訳です。平均世帯規模がたとえば四・五になつたということは、つまり農民が小家族経済、家族を労働力とする経済をいわば選択したといいますか、それが最も効率の高い農業として意識

されていなかったいかは別として、農業生産に最適規模の選択の結果であるというふうに考えます。そうすると、平均世帯規模が四・五人になる変化は城下町を中心と致しまして、一年に約二〇〇メートルの速度で広がっていく訳ですね。一日に五〇センチです。つまり、経済合理性の拡大のスピードというものは、大体一年に二〇〇メートルであったということになります。そうしますと、経済社会の成立ということは経済史ではやはり一番重要な時代を劃する局面であると思われども、それは、ある地域ではもう経済社会になってしまつてゐる、ある地域ではまだなつてない、ということになる訳であります。日本全体をとれば多分その完成は一八世紀まで、ずっと下げなければならないであろうと、それからその始まりを何時かといえば、恐らく中世末近畿地方ではそうであつたと思います。その間に、ずっと広がる訳ですが、ただし、その場合に非常に大きくそれを押し進めたものがある。それは何かといふと兵農分離、城下町建設と參覲交代といったような制度なのです。これは皆徳川幕府の制度である。しかしそういった制度をとつたとしても、制度ができたからといって一挙に変わること訳ではない。そちらに経済史の時代区分の非常に難し

い点がある訳であります。

私は経済史上の時代区分というのは、あるいは歴史もそうかもしませんけれども、古代、中世、近世、近代というように並べてしまつて、ただその間に何の強弱もなく並ぶのではなく、少くとも日本の経済史に関しては、近世と中世との間には大きな淵があると思つてます。その淵から後は現在まで続く、途中で明治維新があつても、産業革命があつても工業化があつてもそれはもちろん、二次的な時代区分としては有効でしようけれども、その淵ではないかと、そういう意味で鈴木さんのおやりになつた貨幣における中世から近世へという問題は非常に重要な問題を含んでいるのです。ところで日本中心の世界秩序の成立といふと、第五次鎖国令になるでしょうけれども、色々な幕府の制度が整つてくる寛永時代かもしまれません。しかし、経済史上では、私は一七世紀前半という非常にあいまいな表現をとらざるをえなかつた次第であります。そこで最後に山本さんから、中国でも同じような経済的な発展があつたと。これは私も承知しております。明末清初の時期、あるいは最近の色々な研究によりましても、少なくとも一六世紀の時点では中国

の経済的な発展は、ヨーロッパを凌いでいたということは、しばしば言われていることあります。しかし、私は最近、非常に面白い本を読みました。それは『萬曆三四(一五八七)年』という本であります。それは、一五八七年というのは中国の歴史にとって何もない時代、何もない時に色んな人が何をやっていたかということを書いています。それを読んで、この著者も明らかに意識して言っているのですけれども、中国の歴史の最高の時代というものはむしろ隋・唐の時代で、そこからはむしろ下降線をたどった時代である。そこで、どういう意味でこの萬曆三四年が下降線をたどっていった時代であったかといいますと、要するに、その官僚制の悪い面が非常にはつきり出している訳ですね。官僚はルーティーンを繰り返している訳です。官僚はルーティーンを繰り返しているのにすぎない。あるいは自分が失敗しないようにするといふことで、何も積極的なことをやろうとはしない、何かやろうとすると、必ず足を引っ張られて、首を切られた者は財産をもらえない。ある場合には極端な場合には単独相続であります。ですから、後の相続できなかつた者は財産をもらえない。ある場合には道徳よりも優先しているからわりと平氣で行なわれるということになる訳であります。

ですから、ことの善悪とか道徳をもつてこられると、これは日本は大変不道徳な国ということになります。中国はそれに対して道徳的な国であることになります。私がレジュメに書きまることは、市場経済を通じて

の工業化ということを、一つの目標とおいて考えています。これは善悪とは全く別です。環境問題とか、脱工業化社会とかがでてくると果たして工業化が人類の歴史にとって善かどうかということは、大きな疑問になりますけれども、そういうことを除いて目標として考へると、日本の場合は中国に比較して、まず何よりも効率、経済効率ですね、先程言いました家族の数を制限するとか、小家族でやるとかいうことが、他のあらゆる道徳に優先した。ですから中国の場合で、沢山子供を産んでそこの孫、子孫に囲まれることは至福である、最も幸せなことだと考えられていたのですけれども、日本では一子相続、一般的にいって相続は一人、長子か末子か、あるいは長男か、たまには複数相続もありますけれども、大体間引さえされてしまう。そういうことは、やはり経済効率が道徳よりも優先しているからわりと平氣で行なわれるということになる訳であります。

事実法律よりも道徳の方が優先したということは、『一五八七年』という本の中でも盛んに強調されています。

日本の場合、法律とはいわなければ、経済効率が道徳より優先していた社会ではなかつたかと思います。

それから色々な複合的な理由がありますけれども、思いつくままに言えば、例えば自然を一つ取りましても、中国の広大な自然に対して日本は地形が非常に多様であるというところから、地理的な比較優位ということが出てきます。ある所ではある物を専ら生産するのが良い、ある所では別な物を生産するのが良い。それを交換する、商業ですね。そういう経済的な発展というか、特化を通じてのこの発展・分業・交換ということがあつたと思われます。それからまた中国の場合、特にこの明末から清初にかけてですけれども、清国自身が、ご承知のように異民族王朝であった。中国は時々異民族が来て王朝を取つてしまふような場合、やはり国としての求心力というのがその場合弱まるのではないかというふうに思います。ですから国としてまとまるというか、その力が日本に比べれば中国はどうしても弱くなつてしまふだろ。そのことが近代に近づくにつれて一つの大きな課題になつてくる。中国だけで歴史が完結している時代には

それはそれで良かつたのですけれども、世界の歴史といふか、世界全体の国際関係というものが成立してきますと、それは大きな問題になつてくると思います。

最終的にいえば、私は人間は、多元的な価値観の持ち主であつて、政治的な価値とか経済的な価値とか色々な価値観がある、あるいは政界と俗界というように色々な分け方ができると思いますけれども、そういう価値観が分離をしていく。日本の場合、徳川時代のもつている一つの大きな特徴というのは、政治的な権力と経済的な富とは別々の人間によつて握られたということだと思います。つまり政治権力を持つてゐるのは殆ど例外なく貧乏である。経済的な富を持つてゐる者は政治的権力を持たない。このことがやはり私は、世俗的な色々な価値を分離させて、それぞれ分割してゐる。それぞれが衝突しながら時代を推進していく、一つの力を生み出すことになります。この力が何をもたらすか、それが適応力はあつたのではないかと考えています。ですから西洋から工業化ということが入つてきただ時に、中国よりは適応力はつたのではないかと考へています。ただし先程言いましたように、工業化ということは果たして本当に人類史にとって善なのかという疑問は残りますけれども。十分かどうか分かりませんが、以上でご質問に対する私の答えを

終わります。

田代 どうもありがとうございました。発表とコメントを通じまして、実に多くの問題が出ましたが、すでに予定の時間を一時間も延長しました。是非、いずれこのシンポジウムの第二ラウンドを設定して充分に討論する必要があるかとも存じます。コメンテーターの先生方は、時間がたった一五分しかありませんでしたので、さぞかしフラストレーションがたまつたのではないかと思います。次の機会には、攻守の立場を逆転して、報告者としてご発表頂ければと願っております。そうした機会が得られますことを願って、本日のシンポジウムを閉会とさせて頂きます。御静聴どうもありがとうございました。

#### 発言者所属（発言順）

田代 和生 慶應義塾大学文学部教授  
速水 融 国際日本文化研究センター教授

高瀬弘一郎 慶應義塾大学文学部教授  
鈴木 公雄 慶應義塾大学文学部教授

柳田 利夫 慶應義塾大学文学部助教授  
永積 洋子 東京大学文学部教授

(一九九一年四月より城西大学経済学部  
教授)

神木 哲男 神戸大学経済学部教授  
箭内 健次 元九州大学文学部教授

中村 賢一 九州大学文学部教授  
加藤 栄一 東京大学史料編纂所教授

五野井隆史 東京大学史料編纂所助教授  
岸野 久 桐朋学園大学短期大学部助教授  
安国 良一 住友資料館主査  
峰岸 純夫 東京都立大学人文学部教授

山本 英史 慶應義塾大学文学部助教授